

議案第73号 議員提出修正案

平成27年12月15日

逗子市議会議長 眞下 政次 殿

逗子市議会議員 橋爪明子



同 岩室幸治



議案第73号 逗子市市税条例の一部改正に対する修正案について

標記の議案に対する修正案を逗子市議会会議規則第17条の規定により、
別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市市税条例の一部改正に対する修正案について

逗子市市税条例の一部改正案の一部を次のように修正する。

第14条の改正規定を次のように改める。

第14条第1項中「所得税法第226条第1項」を「所得税法第226条第1項又は第3項」に改め、「前年の給与所得」の次に「又は公的年金等に係る所得」を加える。

附則第5項及び第6項を削り、附則第7項を附則第5項とする。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に係る個人番号及び法人番号等についての規定について、修正の要あるため提案する。